

翻
訳

エルンスト・ルードルフ・フーバー著、雀部幸隆編訳
ワイマール共和国崩壊の憲政史的考察(一)

雀部 幸隆

編訳者まえがき

以下は、Ernst Rudolf Huber (1903—1990) の全七巻総頁七七一七頁(別に索引巻一卷)に及ぶ“Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789”のうち、ワイマール期を扱った第六巻“Die Weimarer Reichsverfassung” (Kohlhammer, 1981) および第七巻“Ausbau, Schutz und Untergang der Weimarer Republik” (Kohlhammer, 1984) の理論的展望と総括とを与えた部分を編訳したものである。フーバーの『一七八九年以後のドイツ憲政史』は、フランス革命勃発から一九三三年一月三〇日のヒトラーのライヒ首相就任に至るまでのドイツの憲政史——というよりもむしろ外交史を含む政治史——を総体として叙述した、ドイツの憲法学、国家学、政治学、歴史学のうえで不朽の巨人的業績と見なされるものである (vgl. Ralf Walkenhaus, *Konservatives Staatsdenken: Eine wissenschaftliche Studie zu Ernst Rudolf Huber*, Akademie Verlag, 1997, S.405)。わけでもワイマール共和国の成立からその崩壊までのドイツ憲政史に政治史を扱った第六・七巻は、故デートレフ・ポイカートのようなフーバーとは資質のうえでも志向のうえでも全く異なる——多分正反対の——社会史家によっても、ワイマール共和国の「憲法制定と憲法実践との古典的叙述を与え」たものと

評価されているものである（同著、小野清美・田村栄子・原田一美訳『ワイマル共和国』名古屋大学出版会、一九九三年、巻末「文献解題」一〇頁）。

本来ならば、ワイマール期のドイツ憲政史Ⅱ政治史を扱ったこの第六・七巻だけでも邦訳されることが望ましいのだが、この二冊だけでも細かい活字で二四〇〇頁を超えており、そうした膨大な頁数の原書の翻訳の刊行は今日の厳しい出版状況のもとでは望めそうもない。しかし、フーバーのワイマール共和国史とくにその崩壊過程の捉え方は、わが国で通説的地位にあるブラッハー系譜のそれとはほとんど正反対のものであるため、せめてその理論的な核心部分だけでも日本語に直してドイツ近現代史に興味を持つ一般読者の閲覧に供したいと考え、不十分なものであることを承知のうえで、その部分の編訳を思い立った次第である。なお、編訳者の見るところでは、この理論的な核心部分は、政治の原理論的考察をしようとする者にとつても、裨益するところ大と思われる。

① 本編訳の構成は、人びとの関心が何といつてもワイマール共和国の崩壊Ⅱヒトラーの権力掌握にあることを考慮して、そこに焦点を当てることとし、

〔一〕ワイマール憲法体制の基本的特質

〔二〕ワイマール憲法体制崩壊の序論的考察

〔三〕ワイマール大統領統治体制の必然性

〔四〕ワイマール共和国崩壊にたいする諸党派・諸勢力の責任

とした。ただし、この各タイトルは編訳者の側で便宜的に付けたものであり、フーバー自身のものではない。

② またこの各項目のなかの編別構成も、基本的には原著者のそれに従いながらも、見出しの番号等は適宜に変更してある。原注は基本的に省略し、とくに重要なもののみ本文の中に（・・・）として組み込んだ。「・・・」

は編訳者の挿入である。

③ 右の「二」～「四」のそれぞれは原書該当箇所のほぼ全訳だが、ごく部分的に省略した箇所もある。省略箇所は・・・として示し、また訳者挿入の「・・・」でその旨断っておいた。また、「二」～「四」の各項目の冒頭に原書の対応頁を DVFG 6, S. 28-54 などとして明示し、訳文の中でも原書の該当頁を (S. 28) などとして示すようにした。なお DVFG 6 4 Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 6 S. DVFG 7 4 Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 7 の省略である。

④ 訳文中の強調はすべて原著者のものである。

⑤ 右の「二」は本号の「エルンスト・ルードルフ・フーバー著、雀部幸隆編訳、ワイマール共和国崩壊の憲政史的考察(一)」に、「二」および「三」は次号の同(二)に、「四」は次々号の同(三)に連載する予定である。

〔二〕ワイマール憲法体制の基本的特質 (E. R. Huber, DVFG 6, Die Weimarer Reichsverfassung, Kolhammer, 1981, S. 28-54.)

〔I〕民主共和制、代表制システム

(一) 民主共和制の国家理念と国家形態

(1) 共和国憲法による国民的民主制の選択

(a) 統治システムに関する理論において、三種の古典的国家形態の各々は、決して単に権力行使の技術的・組織的基本型を示すにすぎないものではない。そうではなく、各統治形態はそれぞれ特定の国家理念を体现するものである。すなわち、君主制は権威と正統性と継続性とに立脚する支配団体の理念を体现し、貴族制は功績と選抜と伝統とに立脚する身分的階層編成の理念を、民主制は自由と平等と自己決定とに立脚する総体的政治体の理念を体现する。(主として「都市国家」という)もともと小規模な統治領域内でのみ実現された「古典的民主制」は、近代にいたって国民の内部で解き放たれた諸力により、広領域の統治を可能にする活動能力(Aktions-Potential)を獲得した。・・・自由と平等、自己決定に立脚する国民的民主制は、フランス革命において、近代民主制の基本形態となった。ワイマール共和制もまたこの国民的民主制の理想像の圧倒的影響下に立つ。

(b) このフランス・モデルにしたがい、ワイマール憲法は民主共和制の国家形態への移行を成し遂げた(518)。それ自体としては、古典的な国家形態のそれぞれは、理念に照らしていえば、いずれもレース・プーブリカの体现である(528,29)。古来の概念からすれば、君主制もまた、それが真の君主制である限り、一個の「レプブリク」、すなわち「公共の善」(genines Wohl)に奉仕する団体である。「レプブリク」なる用語を貴族制と民主制とに限って用いるという慣行が確立してからというものは、「レプブリク」なる語は、(その時々々の支配者の利益に奉仕するのではなく)もっぱら「公共の善」(genines Wohl)に奉仕する国家制度という、実質的な意味を失った。その語はたんに「君主制にあらざるもの」を指すにすぎないものとなった。「ドイツ国は共和国である」というワイマール憲法第一条第一項の核心問題は、この国家形態条項が、そうした慣用語法にしたがい、たんに崩壊した君主制と貴族制のわずかな残滓との否定をあらわすにすぎないものなのか、それとも一定の内実をもった新しい国家理念への信

仰告白を意味するものなのか、ということであった。実際、それは核心的問題であった。この第一条第一項は、「国家権力は人民 (Volk) に由来する」という、同第二項との思想的連関において読まれる必要がある。その条項は、自由で平等な自己決定にもとづく民主共和国への決断を表すものであった。そして国家権力の担い手と宣言された「人民 (Volk)」は、統一と平等、自由に立脚する「国民 (Nation)」と理解されるものであったから、第一条第一項は、ドイツ国が国民的民主制、すなわち自己決定権を有するドイツ国民の一にして不可分の共和国を選択したことを意味したのである。

同時代人たちは、君主制から民主共和制への移行の意味を、しばしば「官憲国家から人民国家へ」(Vom Obrigkeitsstaat zum Volksstaat) という定式で総括した。簡潔な定式化というものは大抵そうなのだが、この定式もまた一面の真理を含むと同時に、真理を曇らせる単純化を免れてはいない。たしかに新国家は、もはや決して「上から」公権力の担い手によって作られた体制ではなく、「下から」、つまり自己決定権を有する人民によって、生み出されたものである。しかし民主共和制といえども、単なる「社会状態」(Gesellschaftszustand) にとどまるものでなく、確固として「国家」たらしめるものである。それゆえ、民主共和国は、「公権力」を発展させるといふ要求、すなわち民主制を基礎とした新たな統治制度を「下から」樹立するといふ要求を放棄することはできなかつたし、また、放棄するつもりもなかつた。「官憲国家から人民国家へ」という定式は、当時の理解では、公権力の否定を意味したわけではない。それはむしろ人民国家に基礎を置く公権力を意味したのである。・・・

(2) 共和国の基本理念…統一、平等、自由

共和国の憲法体制を規定する人民国家 (Volksstaat) の選択は、国家市民 (Staatsbürger) の平等と自由および責任

に立脚する国民的統一の確保と強化という、三つの理念の相互的結合のうちに表現されている。

(a) まさに一九一八—一九九年の国家形態の転換にさいしては、軍事的敗北、革命の混乱、講和条件の苛酷さが、あらゆる方面から国の統一を脅やかしたため、ドイツ国民は党派の違いを越えて、五〇年前にようやく達成した国民的統一を守るため、可能なあらゆる手段を動員しようとして堅く決意した(§29)。単一国家的形態と連邦制的形態とのいずれがこの統一をより良く保障する国家形態であるかに関しては見解の相違があったにせよ、統一の保持という目標そのものに関しては、いかなる争いも存在しなかった(§29 f.)。統一の保持は人民にゆだねられた憲法制定作業の第一の課題と考えられたのである。なるほど、一八七〇—七一年の帝国創立にさいして、人民はすでに共同の創立者として重要な役割を果たしてはいた(vgl. DVFG 3, 5. 773 f. 781 ff.)。しかし民主共和国にあつて、統一の確保と保持との課題は、だれよりもまず、自ら決定を下すべく「政治の舞台に」呼び出された人民自身の取り組みねばならない課題であつた。

(b) 人民がこの統一にたいする責任を引き受けるための前提は、国家市民の平等と自由とを確立し保障することであつた。人民による国家の政治的自己決定と自己形成とは、憲法が人民の内部で公民権の完全な平等を実現するとともに、権利行使の完全な自由を保障する場合にのみ、可能であつた。ワイマールで生まれた民主共和国の命運を決する問題は、国民が、平等で自由な自己決定「権」を賦与されたことによつて自らにゆだねられた国家的責任を果たすだけ十分に成熟するかいなか、またかれらにその用意があるかどうかということであつた。平等と自由とは、しばしば消極的な法的地位(*status negativus*)、すなわち個人的な活動領域への国家の反平等的反自由的な干渉にたいする防衛の権利と見なされる。しかしながら、この平等および自由原理の防衛的機能は、その原理に内在する二側面のうちの一つでしかない。そうした防衛的側面に劣らず本質的なもう一つの側面は、その原理の構成的機

能である。人民国家 (Volkstaat) において、全国民の平等と自由とは、人民 (Volk) の政治的自己決定がなされ、自己責任が果たされるための基礎である。それゆえ、平等と自由とは status civitatis 「市民権身分、国家構成員資格」の基礎をなすものである。国家とこのようにした構成的なかかわりを有することによって初めて、平等と自由とは、国法の中にその確立を要求するための十分な正統性を獲得する。いづれにしても、ワイマール共和国樹立のために闘い、また実際に共和国を創建した人々は、共和国に反対しながらもワイマール憲法制定に積極的に参加した共和国反対派の代表者たちとまったく同様に、国家市民の自己決定権をば、たんに各人の個人的な権利と見なしたのではなく、全体としての人民に責任をもって委ねられかつ課せられた国家形成権力の基礎をなすものと考えたのであった。

(c) この国家との能動的な相関性からして、また同時に、平等原理と自由原理との憲政上の不可分離の関係が生まれた。ドイツ共和国の国家理論的自己理解は、つぎの簡潔な命題のうちに表わされている。「その国法諸規範が全人民に政治的自由と平等とを保障するあらゆる国家は、民主国家である」と。たしかにワイマール期の国家理解において、平等の原理と自由の原理とは相互に矛盾なく調和するものとは考えられなかった。両者は不断の緊張関係に立ち、それぞれそれ自体として取り上げられるなら、両者は明白に対立するものと考えられたのである (W. Hasbach, die moderne Demokratie, 2. Aufl., S. 238 ff. Carl Schmitt, Verfassungslehre, S. 225) (S. 30)。法律や社会的圧力によってむりやりに強制された平等は自由を廃棄し、各人の個人的な資質や能力の自由な発揮を妨げるだろうし、法律や社会的圧力によって作爲的に生み出された自由は権利関係の不平等と生活諸条件の不平等とをもたらさだろう、というのである (S. 30)。だが、ワイマール憲法は不平等や不自由に立脚したいかなる恣意的な体制をも拒否する決意のみに生まれた。平等と自由との結合は共和国の理念の中では廃棄すべからざる不可欠のものであった。それゆえ、

平等原理と自由原理とは不断の相互関連の中で解釈される必要があった。憲法は自由な市民の平等を保障すると同時に同権の市民の自由を保障した。自由なしの平等は平等原理の意味を取り違えたものであり、平等なしの自由は自由原理の意味を取り違えたものと考えられたのである。けだし平等の要請も、自由の要請も、その正統化の根拠を、正義「公正」の理念のうちには有するからである。いずれか一方の局面肥大から生ずる帰結は無政府か専制かのいずれかであり、したがって不正の体制か無国家の体制か、それともその同時進行かのいずれかでしかない、と考えられたのである。

(3) 「機会の均等」か「社会の同質化」か

(a) ワイマール自由—民主主義共和国においては、憲法第一〇九条の平等の要請は、国家権力にたいして、けつして生活諸条件の強制的平等化の権限を与えるものではなかった。なぜなら、そうした強制的平等化は自由の廃棄をもたらすからである。憲法に保障された平等は、ただ各人にたいして、その資質と能力とを發展させ用いさせるための平等なチャンスとを保障することを意味したにすぎない。それに対応してなされるべき国家諸制度の民主化は、すでに一九世紀のドイツ国制の發展過程で始まっていたが、この過程を完結させることがワイマール共和国の目標であった。

国家諸制度の民主化の主な柱となったものはつぎのものである。平等選挙権の完全な実現。門地・家柄・財産・宗派にもとづく伝来の特権および差別の廃止。教育を受け、財産を取得し、すべての公務に就くための機会の均等。とくに政治的な指導的地位に就く機会をすべての人に開くこと。リヒアルト・トーマは、民主制とは「下層階級の解放」であり、だからまた「特権国家の終焉」だと述べたが、この言説は、民主制とは権利の剥奪—特権賦与の関

係をただ逆転させることを意味するものでは決してないという格率を、同時に含むものであった。平等と自由との原理を全成員に及ぼす民主制は、「逆の意味での特権国家」[「リヒアルト・トーマ」、すなわちレーテによる権力奪取、プロレタリアートの独裁、一党支配の樹立を、憲法上排除するものであった。

(b) 共和国憲法は、平等と自由との不可分一体の原則を標榜したことによって、民主的社会国家の立場に立つことを明らかにした。自由―平等原理の要請する「下層階級の解放」は、現代の工業国家では、高度に発展した社会保障制度を作り上げることによってはじめて可能である。ところで、この制度は、ライヒにおいては、かつての立憲制時代の社会保険立法によって準備され、大戦中の社会立法によって整備され、一九一八―一九年の移行期にさらに発展させられたのであった(S31f.)。この「社会的民主制」(soziale Demokratie)の形態において社会国家を目指すというワイマール憲法の根本的決定は、同時にまた、「社会主義共和国」に反対するという根本的決定でもあった。ワイマール共和国の社会国家の要請は、その憲法の精神にかんがみて、社会改革のプログラムを含むものではあったが、社会革命的な「体制転換」のプログラムを含むものではなかったのである。

(c) ワイマール憲法思想に支配的な観念にしたがえば、民主制とは国家秩序の原理であって社会秩序の原理ではなかった。とりわけ「社会的平等」は、その支配的な見解によれば、政治的平等の必然的な前提でもなければ、必然的な結果でもなかった。(vgl. Heller: Politische Demokratie und soziale Homogenität, 1928.)

(d) ワイマール共和国の根底にある基本理念からすれば、民主制は、ドイツ史の運命的要因である宗派的分裂とも、また、教養と財産所有状況の著しい差異とも、両立しうるものであった(S32)。当時、もし「社会的平等」がむりやり実現されたとしたなら、それは自由主義社会の本質的属性である社会構造の多元性を破壊したことだろう(S32f.)。それは、その強制的平等化によって、なんら真の同質性の意識を生み出すことができずに、いたずら

に社会的対立を激化させ、その結果、自由民主主義の諸前提を掘り崩してしまったことだろう。ワイマール時代の民主主義理解にしたがえば、強制手段を用いなければ実現できないような「社会の民主主義化」は、共和国憲法の目標とはなりえなかつたのである。

(4) 民主的な支配秩序か支配なき社会か

国民の民主的自己決定と自己責任との体制として樹立された共和制の大枠は、人民支配 (die Volksherrschaft) の民主制的形態と社会的民主制の形態との結合である。これはワイマールにおいて憲法制定作業に参加した諸勢力の妥協の産物である。市民的諸勢力のうちこの憲法的妥協を行う用意のあつた諸党派は、過去の立憲国家 (die Verfassungsstaat) が実現しまた準備した多くの事柄に照らして「かれらもかつてそれに賛成したのであるから、「革命」によつてそのファクターがさらに拡大するのやむをえないこととして」、「社会的民主制との妥協を容認することができた。それに対応して、革命的諸勢力のなかの穏健派は、やはりこの過去の市民的改革への再帰のうちに、市民派との憲法的同盟の結節点を見いだした。この同盟が成立した結果、革命は終息し、民主共和国の基礎が据えられたのである」。

(a) 革命が勃発したにもかかわらず、ドイツの国家諸制度はその根幹が新体制の中に保持されたが、その最大の要因は、かつての国家概念がそのまま持続したことにある。革命の前後を通じて、ドイツは依然として一八七一年に樹立された国民国家と同一である、その同一性は革命の動乱によって何ら破砕されなかつた——これが、当時のドイツ人たちにほとんど共通した確信であつた。この確信のよつてきたるゆえんは、国家を個々人に超越した支配秩序として捉える根本的国家観が、国家形態の変動にもかかわらず、一貫して保持されたことにある。国家とは一

定の領域内部で人民にたいして支配権力を行使する支配組織だとする、「国家の」「三要素理論」は、たしかに多くの批判にさらされた (ex.R.Smend Verfassung und Verfassungsrecht, 1928, S.8 ff., 87 f.)。それにもかかわらず「三要素理論」が生き残った主たる理由は、その理論が民主制を古典的な国家概念によって包摂し、そのことによって、人々にたいして、国家権力の担い手の交代にもかかわらず、国家権力それ自体は存続していることを是認させる可能性を提供したことにある。民主共和制への移行は、国家的支配の解体と支配なき社会への転化とを意味するものではなく、国家的支配秩序の内部における正統化された支配機関の交代を意味するものであった。支配なき社会——つまり、ありていにいえば国家なき社会——とは、恣意放縦が支配し、とどのつまりはテロルの横行する無政府状態以外の何ものでもない。これは、ワイマール期に、種々様々な形態の争乱をつうじて、人々の経験したことであった。人々は、支配の欠如が平等と自由とをもたらずどころか、不平等と不自由とを招来することを目のあたりにしたのである。国家理論は民主共和制の意義をまさに次の点に見いだした。それはその根幹をなす平等と自由とを保障する一個の支配秩序を作り出すことにある、と。

(b) だが、これにたいして人は異議を唱えるかも知れない。民主制は決して支配秩序ではない、なぜなら、他のことは措くとしても、民主制においては人民が支配権力の主体であると同時にその客体と考えられねばならないからである、と。この異論にたいして、すでに古典的理論は「人民」概念の二重性を持ち出すことよって反論を加えた (S.33)。「統一体としての」人民 (das Volk "als Einheit") が「多衆としての」人民 (das Volk "als Vielheit") にたいして支配権を行使するのである、と (S.33 i.)。

ワイマール期に擡頭した社会学的リアリズムに立脚する国家理論は、現代民主制の寡頭制的構造を強調したが、それはより現実に密着した理論であった。その理論によると、現代民主制とは、政治的権力諸団体 (politische

Machtverhande) が投票権の平等を原則とする選挙において争い、その結果、議会で多数を占めるにいたった団体の指導的エリートが、時期を限り、また議会のコントロールにしたがうという条件つきで、支配権の行使を委ねられる一つの支配秩序である。だとすれば、国家的支配秩序の一形態として理解される民主制は、そもそも「人民の支配」ではなく、指導的地位への道を万人にたいして開くことを基本的条件として発展した、議会制的—寡頭制的国家指導の体制である。

現代議会制の寡頭制的構造の理論的基礎を据えたのはヴィルフレッド・パレートの「エリートの遷流」の理論であり、「寡頭制の鉄則」を指摘したローベルト・ミヘルスの政党社会学である。マックス・ウェーバーは、現代民主制のこの解釈にしたがって、「少数の原則」を打ち出した。かれは言う。「少数者からなる指導的グループの政治的機動力がつねに政治的行為を支配する」、これはあらゆる政治的行為に妥当する法則である、と。「以下、ワイマール期のリベラル系ないし社民系のリヒアルト・トーマおよびヘルマン・ヘラーの同主旨の発言の紹介。省略」

(c) こうした主張がワイマール期の民主制理解においてどれほど大きな比重を占めていたかはともかく、いずれにしても、当時広く承認されていた見解は、民主制とは支配のない状態ではなく、支配秩序の特定の形態であり、また「全人民の支配」ではなく、国家の指導を担当する諸機関の全人民による正統化を意味する、というものである (S.34)。民主制は指導者の選抜と指導者にたいする監督および指導者の交代を保障する特定のシステムと考えられたのであった (S.34)。そうした指導者の選抜・監督・交代の民主制的手続きが意図したところは、国家の統治可能性 (die Regierbarkeit des Staats) を保障し、統治権力の行使をゆだねられた「選挙による」受任者と官職保持者との適格性を保障することである。当時の民主派の見解では、民主制は、それによって打ち破られたかつての「特権国家」と比べて、いっそう恃むに足るエリート支配の体制を提供することができるはずであった。政治的指導層

への上昇の道を開くものが生まれや財産、教養の特権ではなく業績 (Leistung) であることこそ、民主制の特質であり長所であると考えられたのであった。

この意味で、民主制は、ワイマール期には、機会均等と自由競争とに立脚する業績本位の体制と見なされたのである。・・・たしかに実態は、ワイマールの最盛期においてさえ、「エリート的民主制」のモデルとはいささか懸け離れたものであったかも知れない。しかしながら、ワイマール民主制がその倫理的政治的正当化を形式的抽象的平等の達成に求めるのではなく、機会均等原則によつてはじめて可能になる、業績本位の選抜方式にもとづいた支配形成システムの確立に求めようとしていたことに変わりはないのである。

(二) 代表制的民主制と国民投票制的民主制

(1) 憲法による代表制的民主制の選択

(a) 一九一八／一九一九年の転換にさいしてドイツ国家がその継続性を維持しえた主な理由は、・・・「ワイマール憲法が」・・・代表制的民主制を選択したことにある。直接民主制と間接民主制という民主制の古典的形態のうち、前者は、実際に同一箇所に集合した全人民がその場で投票するという形で立法権を行使するか、もしくはは全国一斉に同時に人民投票を行うという形で「人民が直接」立法権を行使するものである。この形式は、「立法権行使の」通常の形態としては、その内部に生活諸条件の多様な分化と相違とを含む広域国家においては採用されえないものである。民主制的原理は、ドイツの変化した国家制度の諸条件のもとでも、基本的には選挙に立脚する国民代表機関によつて実現されるほかないものであった。ドイツの民主制は、通例的には、代表的な「機関の支配」以外のもの

のではありえなかつたのである。とはいえ、特別の場合に国民投票的決定を併用することはありえた。

(b) それ以外にもワイマール共和国憲法は、改めてみずから採用した旧来の代表制的システムを掘り崩す恐れのある試みを防ぐ、さまざまな措置を講じた。レーテ支配は、それが実際には何ら「民主制」でもなければ全人民の支配でもないという理由からして、すでに拒否された。同様に共和国憲法は、直接的な政党支配をしりぞけた。それは、議員の「命令的委任」による絶対的拘束と党議拘束、さらには議員の離党名にさいしての議員資格の剥奪といった手段を駆使して行われる、「道具的民主制」(“instrumentale Demokratie”)である。もしこうしたやり方が是認されたなら、人民によって選出された議會は自由で自立的な国民代表であることをやめて、現実には支配的な政党オリガーキーの道具に成り下がったことだろう(S. 35)。ワイマール共和国憲法は、そうしたものではなく、旧来の自由委任制に立脚する代表制の原則に固執した(S. 36)。同憲法第三八条によれば、選出されたライヒ議會議員はたんなる一党派の代弁者(Exponenten)ではなく、全人民の代表(Vertreter)であつた。ライヒ議會は政党の権力行使の道具ではなく、全体としての人民に帰属する意思決定機関であり、行為機関であつた。憲法の規定にしたがえば、ライヒ議會の任務遂行を規定するものは、政党の意思ではなく、人民の意思であつた。憲法の定めた議會の権力は決して政党支配の実体を覆うファサードであるべきものではなく、真のデーモスの権力、すなわち「全体の支配」(“Gesamtherrscht”)たるべきものであつた。はたしてこの憲法における代表民主制の選択が憲法生活の規定する現実の諸力に対抗してみずからを貫き、実質を伴うものとなつたか、それとも憲法条文上のフィクションにとどまつたかの問題は、またのちに立ち返つて論及されるはずである。

ワイマール共和国憲法の維持した古典的な代表制原理の本質がなんであるかは、さまざまな角度から追究されたテーマである。それをめぐる論争が多く未解決であるとはいえ、ワイマール憲法において決定的な意味をもつ事柄

が代表 (die Repräsentation) とたんなる代理 (die einfache Stellvertretung) との根本的区別であるという点に関しては、人々の意見は一致している。ここにいうたんなる代理とは、たんなる委任事務の遂行、指令に拘束された利益の代弁を指す。代表と指令に拘束された代理との区別は、全権代表 (Delegation) と (従属的ないし拘束的) 委任 (Adhäsives Mandat (= Auftrag)) との区別に対応するものである。最高の代表機関に与えられた任務の核心は、それ自体としては多様に分化した社会的諸利害や諸勢力を、憲法の精神に照らして不断に政治的にまとめあげて行くことと見なされたのである。つまり、国民議会に与えられた任務は「代表をつうじての統合」(“Integration durch Repräsentation”) であった。この代表原理の本質に固執した点でも、以前の立憲主義の一部は、ワイマール議会民主制の中に生き続けたのである (siehe DYKG 3.S.19)。

(2) 代表民主制と自由委任

(a) ワイマール共和国憲法にも受け継がれた代表制システムにあつては、ライヒ議会は、国民的統一を代表する主要機関となるべきものであった。たがいに競争しあう複数の諸政党の代表によって構成されるものでありながら、議会は同時に国民的全体を体现し、国民共同の政治意識を作り上げ、そして国民の共同意思として文句なく承認されるような決定を下さなくてはならなかった。この任務を達成するため、ワイマール共和国議会もまた、以前の帝国議会と同様に、議会にたいして影響力をふるう中間的諸権力「政党政派など」から独立していなくてはならなかった (S.36)。もし設置された代表機関が独自の決定を下すことができず、政党や団体その他の「社会的圧力諸集団」からなる公然非公然の中間的諸権力がそれを使ってみずからの利益の実現をはかるための道具となつてしまふなら (S.36f.)、議会は自己に課せられた代表機能という憲政上の役割を果たせなくなる。立憲制時代の帝国議会は、今日の時点から見ると、それが政府を形成する権限をもたなかったことから、弱い議会だと思われるかも知

れない。しかしその代表機能は長期にわたって阻害されることなく有効に働き、ひろく一般の承認を得ていたため、かつての帝国議会はむしろ強力だったのである (Drauz vgl. DVVIG 3, S. 880.)。ワイマールのライヒ議会は、その権限からすれば強化されていた。というのも、共和国憲法は、立法、予算の確定、政府の監督という旧来の権利に加えて、政府形成に関与する権利をライヒ議会に与えていたからである。だが共和国憲法の意図からすれば、ライヒ議会の強さは、従来と同様に、国民代表たるその地位を成り立たせる根本条件、とりわけ自由委任制が、確固として維持されることのうち求められるべきものであった。自由民主制の死活の問題は、ライヒ議会がこの代表「統合」機能を憲政の現実過程において遺憾なく發揮し、また保持するか、それとも、ますます強まる統合破壊要因の圧力に屈し、それら諸要因の道具に成り下がるか、ということであった。ワイマール憲法が代表制システムを選択した制憲の趣旨は、とりわけ同憲法第二一条から窺える。その条文は、同憲法が立憲制時代の伝統を踏襲して、拘束的委任を排除し、自由委任の原則に従う旨を明言するものであった。・・・ワイマール憲法第二一条が否定したものは、なによりもまず、政党ないし党派所属の国民代表にたいする党議拘束ないし党派拘束であった。この形式の拘束は、すでに立憲制の時代に、憲政の現実過程において、政党や党派によって益々悪用されるにいたったものである。ワイマール憲法第二一条は、党議―党派拘束を無効とする伝統的規範を踏襲することによって、所属政党の指令権力からのライヒ議会議員の独立を保障し、そのことによって代表制システムの空洞化にたいして確固たる歯止めをかけようとしたのである。

(b) さて、自由委任の根本原則は、たしかに立憲制国家においてすでにさまざま事実上の諸要因、とりわけ政党・党派への議員の政治的従属や職能階層・職業組合・出身階級への議員の経済的社会的従属によって揺らいでいた (siehe DVVIG 3, S. 890 ff.)。ワイマール時代には、この自由委任の原則の現実の存立を危うくする現象は、現実政

治の場においてさらに強まった。それゆえ、実際またワイマール期の国法学の領域では、ワイマール憲法第二一条の法的効力を否認する有力な見解が登場したのである。かれらは述べたものである。ワイマール共和国の現状は政党国家 (Der Parteienstaat) の成立を示しており、ライヒ議会議員の独立性など政治的虚構にすぎない、有力諸政党やその党議員団の委員会が事前に院内活動の方針を決定し、議員はその決定に事実上拘束されるというのが抗いがたい通則となった、ここでも「事実的なものの規範的な力」が古い法を消滅させ、事実上の慣行を新たな法へと引き上げたのである、と (siehe DVV 6, S. 365 ff.) (S. 37)。実際、代表制システムは、それに内在する自由委任の原則とともに、立憲国家にたいするワイマール的な理解の仕方への不可欠の構成要素であった (S. 37a)。たしかに憲法条文の規範的保障だけの力で、「絶対的政党国家」(Der absolute Parteienstaat) や「道具的民主主義」といった事実上の諸現象の紛れもない擡頭を防ぐことは困難であった。しかしながら、人々は、現実政治の場で擡頭してきた諸現象を前に、唯々諾々として現行の憲法規範をそれに屈伏させるようなことは、長い間これを防いできた。代表制原理が、ワイマール民主制を形づくる基本理念の一つとして、ワイマール立憲国家の責任ある担い手たちの意識のうちに生きていた間は、したがってまたそれが「真の現実」であり続けた限りにおいては、自由代表制的委任原則に反する憲法違反の事実そのものは、それがどれほど広がりを見せたとしても、「現行の」法を廃棄する力を持たなかったのである。

(3) 代表制的原理と人民投票制の原理との結合

代表制的原理と人民投票制の原理とは、共和国憲法においては、相互に排他的な対立関係にあるものではなかった。逆に憲法は、そのシステムの中に、代表制原理を直接的な人民票決で補う若干の制度を組み込んだ。

(a) この人民投票的要素の最も重要なものはライヒ大統領の直接選挙だが、これは代表制的民主制の原理となら矛盾するものではなかった。むしろライヒ大統領は、国民による選出という直接民主主義的な正統性を賦与されることによって、共和国の仕組みの中で、ライヒ議会に次ぐ第二の代表機関 (ein zweites Repräsentativorgan) となった。それによって共和国憲法は、かつての立憲制システムを特徴づけた二重の代表制 (die Doppel-Repräsentation) の原理を採用したのである。立憲制的君主制のもとでは、君主と国民代表とが並行して、それぞれ独自に、また各自に割り当てられた固有の仕方、国家を代表する役割を与えられていたが (siehe DVFG 3, S. 812 f. 880 ff.)、それと同様にワイマール共和国は、近代国家にとって絶対不可欠の、政治意識と政治的意思との統一、行動の統一を不断に形成するための抛り所を、この二重の代表制システムのうちに求めたのである。この国家元首とライヒ議会とによって国民を代表させるという二重の代表制が採用された狙いは、代表制的国制の両機関が互いに補い合い、互いに支え合うことにあった。

立憲制的統治体制のもとでは、君主制的代表原理と議会制的代表原理とは相互に異なる正統性基盤に立脚するものであったから、この二つの代表原理によってそれぞれ呼び起こされた統合過程が衝突し合うことが間々^まあった。これにたいしてワイマールの二重代表制システムは、共通の正統性基盤に立脚するものであった。大統領による国民代表制と議会によるそれとは、いずれも民主制的正統化原理に立脚する。だがライヒ大統領は、かつての立憲君主と同様に、その代表機能において、同時にまたライヒ議会に對する対重 (ein Gegengewicht gegen das Reichparlament) としての役割を担うものであった。大統領は、自己のうちに国民の統一を直接体现するという憲法上割り当てられたその役割にもとづいて、議会が内包する政党国家的多元性の放恣な発展を抑える任務を与えられていた (S. 38)。政党国家的対立状況の激化から生まれた「憲法の機能障害」(Verfassungsgestörung) という国政上の限界状況におい

ては、「代表を通じての統合」を果たし得なくなった議会の機能を、国民投票に依拠した大統領制的代表制によって必要の範囲内で代行するというのが、大統領の任務であった(§38.)。

(b) 共和国憲法は、直接的な国民立法と、またライヒの低位区分の領域変更に必要な手続として住民票決との制度を設けたが、これらは、議会制的代表制を補う対重ではなく、それと競合する対重であった。国民票決による立法は、事の性質上、決して議会立法と同じ比重をもって並立する、したがって議会立法と同等の、立法の形式ではない。むしろ国民票決の手続は、その開始がライヒ大統領の決定にもとづくにせよ、国民請願にもとづくにせよ、議会の立法権力のアンバランスな肥大にたいする是正措置としてのみ位置づけられたものである。国民投票にもとづく立法が成立するために要求された手続的要件がきわめて厳しいものであったため、それが通常の議会立法による立法形式を押しつけてしまうような事態は決して起こりえなかった。

国民投票による立法が成功するチャンスは、おそらく例外的な状況においてしかありえないものであった。たとえば、国民の直接望むところが議会でなされる意思決定の方向と顕著に対立し、それゆえ、後者がもはや真の国民意思を「代表する」とは言えなくなった場合がそうである。国民立法成立の要件が著しく厳しくされたために、たしかに一時的な世論の変動や、ためにする煽動に煽られた感情の爆発、議会審議の停頓にたいする一過性の激昂といったものが、国民の意思決定にさいして主導的役割を果たすようなことは防がれた。しかし、「ワイマール末期には」政治の客観的な根本問題をめぐって、議会多数派「ナチス+共産党」の意思と国民多数の意思との間に深刻かつ恒常的な対立が生じたが、この対立がライヒ議会の会期終了前の解散と、それに続く総選挙によって民意を問うという、まだしも簡単な方法では解決されなかつたとき、ひよつとするとそれは、国民投票の手続に訴えることによつて、克服の糸口が見いだされえたかもしれない(§39)。

「Ⅱ」ワイマール議会主義と多党制国家の統治能力の問題

(一) 代表制的民主制と議会制的政府

(1) 議会の本質規定的諸機能 代表―審議―決定

(a) ビスマルク憲法が連邦参議院を帝国の最高機関と見なそうとしたのにたいし、ワイマール憲法は、その基本理念にしたがい、国民の意思を体现する機関を共和国の最高機関として位置付けた(§56)。しかしながら、帝国憲法の実際の運用に当たっては、連邦参議院が憲法上与えられた最高の役割を果たし続けることができなかつたように、ワイマール共和国議会もまた、ワイマール末期の紛争期には、「共和国になって」新しく賦与された国家最高機関としてのその地位を、憲政の現実過程においては失うにいたつた(§56)。その権威と権力との喪失の決定的理由は、議会の多数派形成能力の欠如にあった。その無能さは、共和国草創の危機の時代にすでに明かとなつていたが、ワイマール末期の危機的時代に入り、建設的な行為能力の完全な欠如として露呈されるにいたつた。

このワイマール共和国の憲法状況を変化させた現実の諸要因をさしあつて度外視するなら、一九一九年に成立した国家制度は、他の最高の国家諸機関にたいする立法機関の優位を特徴とするものであつた。その意味において、新しい国家は「議会制国家」(ein Parlamentsstaat)であつた。国民代表機関はたんに最高の立法機関であつただけではない。それはまた同時に監督機関として、共和国執行権力に対して決定的影響力を行使したのである。すなわち、

ライヒ議会は、予算決定権にもとづいて国家財政の立案をコントロールし、条約締結にさいする同意権にもとづいて共和国の外交を制御し、大統領の強制執行権「ワイマール憲法第四八条第一項」および非常権限「同第二項」にもとづく諸措置にたいする拒否権によって、ラントにたいするライヒの強制措置「同第一項」および非常緊急の権力行使「同第二項」でさえ、そのコントロール下に置いたのである。だが、この議会優位の憲法諸条項が実効的意味を獲得するかどうかは、ライヒ議会があらゆる具体的な状況において、だからまた共和国存亡の危機にさいして、その行為能力を実証するかどうかにかかっていたのである。

(b) ライヒ議会が多数派形成能力をもち行為能力を獲得するための前提条件は、具体的な個別事情を一切度外視していえば、ライヒ議会がみずから国民代表としての自覚を持つこと、すなわち、みずからが、その内部にどれほど大きな政治的見解の分化対立——これは自由民主制の本質的屬性をなす——を抱えていようと、なおかつ国民の一体性を現前化し、体現し、不断に実現することを以て自己の任務となし、その任務を誤りなく遂行する機関である、という自覚をもつことであった。議会が、憲政の本質を規定するその最高の任務を、政党や階級、世界観標榜団体の利益のたんなる代弁に見いだしたり、ましていわんや、有権者グループの要望の実現に求めたりすることは、許されることではなかった。ことに帝制の倒壊と敗戦、賠償負担、経済の崩壊と内部抗争とによって恒常的な危機にさらされた国の議会は、みずからを、統合の機関、対立を超越した結合の機関、社会的諸利害の分化対立を不断に克服して、全体性を現前化する機関として、把握せねばならなかった(S41)。「以下、ルードルフ・スメントの *Verfassung und Verfassungsrecht* (1928) からの引用。省略」

(c) この憲法上指定された代表機能からして、ワイマールのライヒ議会は、命令的委任の原則にもとづいて国民の側ですでに具体的に形成された意思の単なる実現を目指す執行機関 (*Vollzugsorgan*) ではなかった。ライヒ議会

はむしろ意思決定機関 (ein Willensorgan) であり、自由委任の原則にもとづき、国民の意思を具体的に規定し、—— 国民投票といった例外的事態を度外視するならば—— その決定によって、そのつど政治的に何をなすべきか、また何をなしうるかを、国民に伝達する機関であった。国民の意思は、ライヒ議会における自由公開の討論を尽くした結果認められる、ライヒ議会多数派の決定権力によって形成される。

ワイマール期に、カール・シュミットはこの議会制システムに固有の審議と決定との結合にたいして異議を唱え、議会主義の本質を、つぎの命題によって規定しようと試みた。議会の本質的な機能は「論証と反証とを相互にぶつけ合う公開の討論」であり、その目的は「自由に意見を闘わせることによって」「相対的真理」を獲得することである」と (C.Schmitt, Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus (1923), S.20 ff.)。その命題を敷衍して、シュミットはさらにつきのように述べた。論証と反証との展開の中から、特有の「真理」が、つまり議会で議決される法律の公正さが生まれる。立法院は審議し、もっぱら執行府のみが行動する (Die Gesetzgebung sei deliberativ; nur die Exekutive sei agens)。だが、現代国家の現実の中では、議会討論をつうじて、そうした真理を発見するための「精神史的前提諸条件」は失われてしまった。実際に決定を下すのは、討論に内在する論理の力ではなく、多数派の有する外的権力である。その根本的な存立根拠を失った議会主義が今日なお存続しているのは、それに代わるシステムが存在しないからにすぎない。議会主義は、「議会主義——だが、ほかに何が？」といった単なる修辭的な問いを発することによってしか、今ではみずからを正統化し得ないのである」と (Schmitt, a.O., S.65. Vgl. Konrad Beyer, Parlamentarisches System - oder was sonst? 1921)。

(d) かくして提起された議会制原理の価値内容と現実内容との関係いかんの問題は、ワイマール期の国家学的思惟を特徴づけた方法的論争問題の一つであった。シュミット理論によると、議会制的手続の内的意味(「価値」)は、

理念と利害との対立を克服して理性の要請にかなった解決を見いだすために、公開の場で拳証の陳述と反証の陳述とを自由に交わす中から、下されるべき決定の「公正さ」を発見すること、に求められた。だが、現代の議会運営の経験は、価値「内容」に即した「相対的に理性的な」決定ではなく、議会多数派の外的力にもとづく「たんなる数の力に物言わせた」恣意的な決定が幅を利かせている事実を明らかにした。実際、多くの人が、この議会の変質が議会的政府システムを採用する国家では不可避なことを確認した。議会が立法を主たる任務とした「ドイツのかつての」立憲制時代には、討論による公正な決定の発見という命題は、一定の明証性を有していた(Satz)。これにたいて、国民代表の権能が政府形成とその政府に対するコントロールという「政治的権力」の行使」(die politische Gewalt)に重心を移す議会的統治国家では、議会の討論を規定する内実は、もはや主として相対立する意見の公然たる対決による公正な決定の発見ではなく、本質的には多数派と少数派との間で演じられる力と力とのぶつかり合いとなった(Satz)。たしかに「かつての」ドイツ立憲主義のもとでも、議会のこの変質過程はつとに始まっていた。だが、その過程が完結したのはようやくワイマール議会主義の時代に入ってからであり、そこで国民代表の権能が全面的に統治の領域「政府形成と政府監督」に拡大されてからのことであった。討論による「真理」の発見という命題は、ワイマール議会主義の現実の憲法状況のもとでは、もはや適切なものではなくなった。だからこそ議会的統治の本義を捉えなおす発想の転換が必要となったのである。ワイマールの議会―民主制システムにおいて政治的対立に決着をつけるために人々の依拠した根本命題は、「多数が決定すべきである!」(„Mehrheit entscheidet!“)というものである。この命題はなにも、過半数の得票は真理と正義とを探り当てたことの証であるという現実ばなれした仮定に立脚するものではない。それはむしろつぎの民主制の公理に依拠するものであった。議会の論争対決で勝利を収めた多数派は、憲法の条文に規定された手続に従って採択された意思決定を、国家に統一された国民の

生存諸目標の何たるかに関して、少数派をも拘束する「国民」総体の意思へと高め上げる権利をもつ、と。

ワイマール時代の議会制民主制が危機に陥ったのは、真理は拳証と反証をとらわれなく考量する審議の中でおのずと明かとなる、といった信念が崩壊した結果ではない。それはむしろ、政治的諸グループの間で根本的なコンセンサスを受け入れる用意が失われた結果、惹き起こされたものである。その結果、政治グループ間の対立は敵対関係に転化し、国民的総体性の意識は崩壊して、議会は「代表を通じての統合」の機能を失ってしまったのである。議会多数派の決定は、まだそんなものがおよそ可能だった限りでのことだが、対立抗争の極限的展開のなかで、権威と正統性とを喪失し、その結果、その決定は、健全な民主制下の議会の決定とは異なり、実質的な総体意思の表現として、少数派の単なる外的服従ばかりかその自発的承認をも確保する妥当性を獲得することができなかつたのである。

(2) 議会絶対主義か、それとも議会のコントロールを受ける内閣統治か？

(a) 代表制民主制の国家形態は、ワイマール憲法体制の下では、すでに一九一七—一八年に徐々に導入された議会主義の統治形態と結び付いていた(一九一七—一八年における議会主義的統治形態成立の諸段階については、siehe DYCK 5.S.140 ff., 288 ff., 307 ff., 312 ff., 380 ff., 395 ff., 467 ff., 521 ff., 535 ff., 584 ff.)。だが、民主制と議会主義とは論理必然的に結び付くものではない。議会選挙が民主的でない議会制的統治国家もあれば、議会制的統治形態を採らない代表的民主制もある。それゆえ議会制的統治形態への批判は、かならずしも「反民主主義思想」の表現ではない。ワイマール時代にも、議会制的統治システムの改革を支持しながらも、かといって民主的國家形態を拒否したわけではない「議会制的統治形態にたいする」批判的見解が存在した。だがいずれにせよ、ワイマール共和国憲法は、すでに一九一九

年二月一〇日の暫定憲法がそうしたのと同様に、民主制の原理と議会制の原理との結合を政治的に選択した(543)。この議会—民主制システムの選択にあたって、ワイマール共和国憲法は、意識的に、かつての立憲主義の内部からのドイツ議会主義の発展過程を引き継ぐとしたのである(543)。この過去との連続性を重視する観点から、共和国憲法は、ライヒ内閣の任命をライヒ議会に委ねるのではなく、共和国元首に委ねた。だが憲法は、かくして任命された内閣の職務遂行にあたっては、内閣にたいするライヒ議会の信任を要することとした。このように考えられた内閣任命方式の狙いは、あらゆる事情の下で国家の統治可能性を保障することにあった。

(b) この代表制民主制と議会主義との結合から生まれたワイマール共和国型の議会制的民主制のシステムにおいては、国民の直接選挙によって選出された国家機関たる大統領およびライヒ議会と同様に、国家元首によって任命され、ライヒ議会の信任を要し、またその支持を受ける政府もまた一個の国民代表機関であった。ライヒ内閣の地位が拠って立つこの信任基盤の二重性 (die doppelte Vertrauensbasis) —— 大統領制的基盤と議会制的基盤 —— の結果、ライヒ政府は、その執行権力の行使にあたって、独特の独立性を獲得することとなった。まさにこの相均衡する二つの権力に依拠するという二重の依存性からして、ワイマール共和国政府は一個の自立した最高の国家機関となった。その結果、政府に与えられた国家機能、つまり執行権力は、たんに形式的な権能であるにとどまらず、実体的な権力的地位を有するものとなったのである。「ドイツ」立憲主義の「本質を闡明した」国家理論 (L.v.Stein, Die Verfassungslehre, Bd. 1. (2. Aufl. 1869) S.197) は、帝国政府の機能を、国家元首のそれとも、また、立法機関たる帝国議会のそれとも、区別されたものと見なしていた。それと同様に、ワイマールの議会制的民主制のシステムのもとでも、ライヒ内閣は、その上に立つライヒ議会の単なる執行機関 (ein bloßes Vollzugsorgan) として位置付けられるものではなく、「固有の意味での」統治権力の担い手 (Träger von Regierung "im eigentlichen Sinn") であった。それゆえラ

イヒ内閣に与えられた統治権力は独自の高権的権能 (die selbständige Hoheitsbefugnis) であって、その権能にもとづいて、内閣は、「国家の存立と態様とを規定し、またその規定を貫徹させるべく」[R. Smeerd の言葉]、計画を立て「国策の立案」、指導し「国策策定への議会ならびに国民の合意の調達」、実行する「国策の遂行」のである。かつての立憲制の君主制が、君主がその指示に拘束された内閣を通じて「みづから統治する」国家制度でなかったとすれば、ワイマールの議会的民主制もまた、議会多数派が、自己の信任に依存する内閣を、あたかも議会の「執行委員会」(ein parlamentarischer "Regierungs-Ausschuss") となし、その議会「執行委員会」をつうじて、統治権力を行使する権限を与えられた国家システムではなかったのである。ワイマールの議会主義は、その本質からすると、内閣をライヒ議会の単なる統治権力行使のための執行機関 (ein Vollzugsorgan zur Ausübung der Regierungsgewalt) の地位に置く、「議院内閣制」では決してなかった。その本質的特質は、むしろ自ら統治する権限と義務とを有する内閣の現存であり、内閣は、その独立的地位を、自らの依拠する二つの権力の間に保たれる——といっても、ワイマール・システムが機能した限りでのことだが——不安定なバランスから得ていたのであった。

(c) ワイマールの議会主義は、決して「議会絶対主義」ではなかった (S. 4)。ワイマール議会主義は、議会にたいして政府形成に参与し政府をコントロールする権限を与えながらも、議会が立法権と行政権とを一手に握ることを認めようとはしなかった (S. 105)。その目的は、権力の分立であり、その本旨にかなった立法権力と行政権力との間の均衡を保つことであった。その意図からして、ワイマール共和国の統治システムは、レズロープの有名な定式を借りていえば、「真正な形態」における議会主義 (der Parlamentarismus in seiner "echten Form") の型に属するものであった (Robert Redslob, die Parlamentarische Regierung in ihrer wahren und in ihrer unechten Gestalt, 1918)。

たしかにワイマール時代に、ライヒ内閣を「議院内閣派間の合同委員会」(ein inrefraktioneller Koalitionsausschuss) に

貶下しようとする、議会多数派の試みがなかったわけではない。それは、連立与党の首脳者間の協議の席で重要な政府の施策の決定を行ない、行政諸官庁にその執行を指示しようとするものであった。この試みは議会制度にたいする誤解にもとづくものであり、権力分立の廃棄につながるものであったが、しかし、それは成功しなかった。たしかにワイマール期の国法学者の一部には、議会主義とは政府を立法機関の単なる「執行委員会」にすることだとする、誤った理解が見られなかったわけではない (Reichslob. a. O. S. 139 f.)。この理論から引き出される帰結は、ワイマール憲法の予定する議会制的統治システムを廃棄して、直接的な「議会政府」のシステム (ein System der unmittelbaren "Parlamentsregierung")、ありていに言えば、「議会独裁」のシステム (ein System der "Parlamentsdiktatur") を導入することにはかならなかった。そうなると、代表制的民主制に代わって「道具的民主制」(die "instrumentale Demokratie") が出現しただろうし、議会全体が、その内部で支配する多数派諸政党の道具となり、また政府は、議会で多数を制する政党諸グループの道具と化したことだろう。議会絶対主義は「絶対的な政党国家」(der absolute Parteienstaat) をもたらし、だからまた権力分立にもとづく立憲国家の終焉をもたらしたことだろう。しかしながら、ワイマール国家の現実においては、そうした傾向が勝ちを占めることはなく、統治権力はあくまでも立憲国家の自立的契機でありつづけたのである。

(3) 議会制的内閣統治システムの確保

(a) 議会制的統治システムの「議会独裁」への転倒を防ぐ決定的手段は、すでにレズロープによって提示されていた。それは国家元首の議会解散権とそれにもなう総選挙公布権の堅持とであった (a. a. O. S. 2 ff.)。この保障措置の狙いは、政府と議会との紛争にさいして、国民にその裁定者としての役割をあてがうことであった。それによつ

て、行政権力と立法権力との均衡がはかられたのである。ただし、そのさい要請される前提条件は、国家元首自身はあくまでも政党政派の抗争から独立した地位を保ち、そのことによつて解散を自由に決意できねばならぬ、ということであった(545)。国家元首が議会解散にあたって首相の副署を要するという憲法上の規定は、その独立性を損なうものではない。なぜなら、国家元首は、万やむを得ない場合には、みずからの大権の権能にもとづき、副署を拒む内閣を解任して、副署に応諾の用意のある新政府を任命することができたからである(546)。それにもかかわらず、国家元首がその独立した地位を失い、かれ自身議会を支配する政党諸グループの道具と成り下がるなら、その時存在するのは、もはやレズロープ理論にいう「真正ならざる形態」の議会主義にすぎない。ワイマール憲法の創設者たちは、ライヒ大統領の職務権限を規定するにあたって、慎重の上にも慎重を期し、熟慮に熟慮を重ねたが、その基本視点は、レズロープの根本思想と同一線上につながるものであった。かれらは、ライヒ大統領の選出を国民投票に委ねることにより、その地位を国家元首の地位に高め、大統領に政府形成権と議会解散権とを賦与することにより、紛争にさいして、大統領が独自に介入して議会主義をその「真正の形態」において守ることを可能にする手段を与えたのであった。

ワイマール憲法は、統治権力と議会の権力との分離をはかるこの主要な手段のほかにも、さらに議会による統治権力の篡奪を阻止し、ライヒ内閣が議会の「たんなる」「執行機関」(Vollzugsorgan)へと貶下することを防ぐための一連の保障を設けた。それは以下のとおりである。

① ライヒ首相およびライヒ大臣の任命にあたってライヒ議会が直接影響力を行使することを排除し、その権限を内閣の信任・不信任の問題に限ったこと(ワイマール憲法第五三・五四条)。

② 政府の「基本方針」(die Richtlinien der Politik)策定の権利をライヒ首相に与え、ライヒ議会の権限は、それ

にたいして信任ないし不信任投票を通じてなされるべきコントロールにこれを限ったこと(同第五六条前段)。

③ ライヒ各省庁を独立して、かつ自己の責任において指導する権利を、ライヒ各大臣に与え、そのことによつてライヒ議会が各大臣にたいして命令権を行使する余地を排除したこと。その点に関してもライヒ議会に認められたのはコントロール権の行使だけである(同第五六条後段)。

④ 軍事最高司令権をライヒ大統領に与えたこと。その結果、統帥権行使への直接の干与というこの重要な領域においても、ライヒ議会は執行権を剥奪されたのである(同四七条)。

⑤ 公共の安寧・秩序を維持もしくは回復するために非常措置を講ずる権限をライヒ大統領に賦与したこと。ただしその措置は事後にライヒ議会のコントロールに復するものとされた(同第四八条第二項第三項)。

(b) もとよりライヒ議会は、ライヒ政府にたいする信任を拒否してその抵抗力を打ち碎き、政府を自己の意思に屈服させることによつて、この相互的な抑制均衡のシステムの作動を妨げることはできた。しかし、ライヒ大統領は議会の解散によつて政府を脅かす不信任投票の機先を制することができたし、それによつて可能となる時間稼ぎは度外視するとしても、議会の解散、総選挙に訴えることによつて、政府と議会との対立抗争の決着を国民の手に委ねることができたのである。だが、なかんづく共和国憲法は、議会の不信任によつて政府が倒壊したとき、新政府形成のため決定的な影響力を行使する権限をライヒ大統領に与えたのであった。以下、ワイマール共和国憲法のこの本質的要素の検討に移ることとしよう(546)。

(二) 共和国内閣任命にさいしての大統領の権力と議会の権力

(1) 政府形成の手続

共和国憲法に示された議會制的統治「システム」のモデルは、もろもろの権利とそれに対抗する諸権利とを巧みに組み合せることよって、立法権力と行政権力との均衡を有効に保障するものであった。それは理論的に首尾一貫して考え抜かれていただけでなく、実践的にも有効に機能する「はずの」ものであった。「真正の」議會制システムという根本的見地にしたが、ワイマール憲法は、政府の形成にたいする議会の影響力の行使に限度を設けることにより、議會および議會内の支配諸政党にたいするライヒ内閣の独立的地位を保障した。政府は議会の信任を要するという憲法の規定は、安定した議会的基盤を政府に与えることを目的とするものであったが、これにたいして、ライヒ首相およびライヒ各大臣の任命権をライヒ大統領に賦与したのは、議会在政権担当能力のある政府多数派の形成に失敗した場合に組閣が不可能になるといった事態を、あらかじめ除去しようとするものであった。だが、なによりもまず憲法が防ごうとしたことは、議会で多数を占める諸政党がライヒ首相および各大臣の選出権を独占するといった事態であり、その結果生ずる行政権の立法権にたいする絶対的従属であった。もとより大統領が首相および各大臣の任命に対するその全権を行使するにあたって、かれが天命を与えようとする首相と内閣とが果たして十分な議會多数派の信任を得ることができかどうかを、諸政党への非公式の打診を通じてあらかじめ確かめておく必要があるのは、自明の理であった。「敗戦—革命前の立憲制末期に、そうした組閣の議會主義化が始まっており、組閣にさいしての諸政党への君主側の非公式の打診が行なわれていた。Siehe DVfG 5, S. 388 ff., 535 ff.」。しかしながら、にもかかわらず議会の信任は、もともと政府の統治能力を強化するといった意義を担いこそすれ、政府を議会の多数派諸政党

の隷属下に置くことを目的とするものではなかったのである。

ワイマール憲法第五三条および第五四条が暗黙のうちに前提していたことは、以下のことである。すなわち、ライヒ大統領は——すくなくとも通常の場合には——ライヒ政府の任命に先だつて議会諸会派リーダーたちの見解を十分把握しておき、意中の首相候補者と接触して、後者がその職務を引き受ける用意のあることを確認しておくこと、そして後者の提出する閣僚名望に裁可を与えること、これである。それに対応して、政党指導者たちも、大統領との事前協議にさいして、かれらが政府擁立の多数派形成の用意があるかどうか、用意がある場合には、新内閣の構成をどう考えるかを、大統領に伝え提言することが、当然のこととして要求される。にもかかわらず、ワイマール憲法は、本質的には、政府形成の決定権を政党に委ねようとはしなかつたし、ライヒ大統領職を単なる仲介機関に引き下げようとしなかつた。第五三条および第五四条の文言は、組閣に先立つ事前協議においても、協議後の新内閣の決定にあつても、イニシアティブの發揮を大統領の権限と見なしている。ライヒ大統領が実際にはあまり強力な人物ではなく、政府形成のイニシアティブを取る権限を行使することもできなければ、最後の断を下す権限を揮うこともできないとすれば、「真正の議会主義」というワイマール憲法の建前はたんに名ばかりのものとなり、実際には純然たる政党政府 (die reine Parteienregierung) が出来上がることとなる(547)。

(2) 組閣方式の憲政上の本義をめぐる論争

(a) だが、政府形成の手続を規定するワイマール憲法第五三条および第五四条の解釈に関しては、少なからぬ論争があつた。ある論者たちは、ライヒ首相および大臣の任免権はライヒ大統領に属するという明文の規定があるにもかかわらず、共和国憲法の本来予定する統治システムは政党国家的政府形態である、と主張した。かれらによる

と、ライヒ大統領は、組閣にあたって、事前にライヒ議会の諸党派と協議する義務を負うのであるから、またその時々が存在する議会多数派の指名する首相以下の閣僚を任命する義務を負う。その当然の帰結として、ライヒ大統領の罷免権も、たんなる形式的な権能にすぎない。すなわち、ライヒ大統領は、独自の判断にもとづいてライヒ首相ないしはライヒ全内閣を罷免することができず、自発的な辞職の場合を除き、ライヒ議会が首相ないし全内閣に対する不信任投票を可決するか、もしくはは政府に対する議会多数派の支持が明白に失われたことを示すことによって同様の帰結が予想される時にのみ、罷免権を行使することができる、というのである。個々の閣僚の罷免にあたっても——と、この論者たちは述べたのだが——同じことが妥当する、ただその場合には、さらに大統領が首相の提案にもとづいてその措置を取るよう義務づけられているという違いがあるだけである（たとえば Fr.Günm. Die staatsrechtliche Stellung der Reichsregierung, 1925, S. 22, 28 ff.）。大統領の権限を単なる執行権に矮小化するこうした見解にたいしては、ワイマール期の支配的な国法理論は、以下の命題をかかげて、これを批判した。

「ライヒ首相を誰にするかを提案しかつ任命するライヒ大統領の権限は、たんなる形式的な権限にとどまるべきものではない。ライヒ議会多数派、いやそれどころか、ライヒ議会第一党の政党が、その多数ないしは数的優越を理由に、自己の議員団の中から、ライヒ首相およびライヒ各大臣を指名するなどということは、憲法の精神にもとるものである。」(G.Anschutz, R.Thoma 其他ワイマール期の代表的国法学者のコンメンタール参照)

(b) ライヒ大統領はライヒ議会が即座に不信任投票によって退陣を迫るものと「予想される」人物を任命すべきではない。その意味ではライヒ大統領の任命権は一定の制約に服する (R.Thoma, Hb.d.S.R.Bd.1, S.505)。これは、たしかに、当時大方の支持を得た見解であった (S.508)。だが、この予想——ルールは、紛争状態において大統領が「戦闘内閣」(eine "Kampfgierung") を任命する時には通則としての意味を失う、というのが別の——異論なくもなかつ

たとはいえ——有力な見解であった。この見解にしたがえば、その場合には、大統領は、自己の任命した内閣にたいする議会多数派の信任を得ることができないことを当然予想しなければならぬが、しかし、かれは、直ちにライヒ議会の解散を宣言し、新たに総選挙を実施して、その「戦閣内閣」に必要な議会多数派を獲得するチャンスを与えるのである(548.)。

(3) 大統領制的共和制か「議会主義的政党国家」か

(a) エーリヒ・カウフマンは、すでにワイマール共和国の初期に、右の二つの見解とは著しく異なる見解を主張した(Erich Kaufmann, Die Regierungsbildung in Preußen und im Reich und die Rolle der Parteien, in Die Westmark 1, 1921, S. 205 ff.)。かれのテーゼは以下のとおりであった。共和国憲法は、なるほど政府形成にさいしてライヒ大統領に優先権を与えるシステムを採用した。その目的は、独自の民主制的——国民投票の権威づけを有する国家元首にライヒ議会に対する「政治的対重」の役割をあてがい、かれをして議会とは独立にライヒ首相を任命させることにある。その結果、ライヒ首相は独自の重みを有する「政治的人格」として「政治の基本方針」を独自に決定し、その方針に同意する限りにおいて各大臣を選ぶことが可能となるのである。こうして憲法は「議会制的大統領制的共和制」を作り上げる意図を有していたが、しかし、「憲法の現実の姿においては」、この「共和国憲法の根本思想」は実現しなかった。むしろ政治的実態としては、その代わりに政府形成の政党国家的形態がみずから貫徹したのである。伝統とライヒ議会およびライヒ議会を支配する政党の術策とが勝利を取めたのである、と。「以下、カウフマンの著作からの長文の引用。省略」(549)

(b) エーリヒ・カウフマンの論文は、新しく擡頭してきた国法学的方法の典型的事例であった。それは「単なる

条文体系「いじりの学、つまり規範的憲法学に対抗して「生きた憲法学」を提唱しようとするものであり、実際の憲法現象を重視しようとするものであった。そしてその言葉は、たちまち「憲法実態」(Verfassungswirklichkeit)の名のもとに、法実証主義との訣別をはかろうとする国法学的潮流の方向を規定する思想的シンボルとなったのである(S49f.)。しかしながら、憲法の現実においては、憲法規範の予定する「議會制の大統領制的共和制」ではなく「議會主義的政党国家」が貫徹したというカウフマンの命題は、ワイマール初期においてすでに、必ずしも全面的に妥当するものではなかった。「ワイマール連合」の終焉(一九二〇年六月)以後早くも、まして一九二二年末の危機が始まってからというものは、共和国大統領は、カウフマンがワイマールの初期に可能と考えていたよりもはるかに強力な独自の「ライヒ首相候補の」發議権と任命決定権とを行使したのであった。のちの政党国家の危機の時代には——それはすでにワイマール中期にその徴候を示しており、ワイマール末期に全面的に表面化したものだが——、「憲法の実態」はカウフマンの予測とは正反對の様相を呈することとなったのである。

(4) 危機状況のもとでの政府形成

(a) 実際の憲法状況に一層密着してワイマールの憲政史を追究しようとする観点からすると、政府形成の決定権は国家元首の専一的な権限に属すべきであるか、それともつばら議會の手に握られるべきであるか、そのどちらかであるといったカウフマンのリジッドな概念的二項対立のテーゼは、支持しがたいものであった。実際には、憲法規範の予定し、また現実にも行なわれた政府形成の手続は、この両極端の間を行くものであった。議會の議席配分が特定の多数派形成を一義的に可能にすると判断された具体的状況のもとでは、ライヒ大統領は、ライヒ首相の任命にあたり、議會多数派との事前協議によって、その提案に従うのが通例であった。そのさい大統領は、せい

ぜい個々の閣僚ポストの割り振りに口を差し挟むことができたにすぎない。ところが、ライヒ議会の議席配分が多数派形成のいくつもの組合せの余地を残す場合には、ライヒ大統領は、ありうべき連立政権の形態に関しても、首相・大臣の人選に関しても、政府形成の重要なコントロールタワーとしての役割を發揮することができた。ライヒ議会の議席配分からして多数派形成が可能でなく、それゆえ首相就任の要請を受けた政党指導者が少数派内閣の樹立を大統領に進言せざるをえなくなった場合には、政府形成に対する大統領の影響力行使は、さらに強いものとなった。連立与党の外部に立つ野党グループの寛容政策に頼る少数派内閣は、それだけ一層大統領の後ろだてを必要としたから、その場合には、大統領は、首相任命にあたっては、内閣の構成に関しても、なお一層精力的に介入しなくてはならなかったのである。

そうした場合には、ライヒ大統領は、政府の立脚基盤をさらに広げるよう圧力をかけることができたし、少数派の連立与党の組み替えを提案することもできた。大統領は、ライヒ首相およびライヒ各大臣の補職にさいして、さまざまな条件を付けることができたし、「少数派」内閣への寛容政策を採る野党グループにたいしては、その政策に確かな言質を与えるよう要求することもできた。さらに大統領は、政府の政策綱領や首相の「施政基本方針」の立案作成にたいして、影響力を行使することができた(550)。少数派内閣がその命脈を保ち実行力を高めるために大統領への依存を強めれば強めるほど、大統領の影響力は、とりわけ大きな比重を占めるようになった。なんといつても内閣は、議会で「数的には優勢な」野党と抜き差しならぬ対立に陥ったとき、頼れるのは大統領の解散権(ワイマール憲法第二五条)ないし非常権限(同第四八条第二項)の行使だけであり、大統領が実際にこれらの大権を行使して自分たちを支えてくれるかどうかにかに、かれらの命運はかかっていたからである(550-551)。議会を基盤にした政府の形成が困難になればなるほど、政府形成にさいしての大統領のイニシアティブ發揮はいっそう強まり、

政府にたいする大統領のコントロールは増大した。

(b) 当時の支配的な憲法解釈によると、ライヒ大統領はさらに、議会多数の支持を失った内閣を可決必至の不信任投票から守るために、ライヒ議会解散権を行使する権限を有していた。けだし、憲法条文の規定するところによれば、内閣は、不信任投票の可決をまっしてはじめて総辞職に追い込まれることになるからである。また大統領は、すでに述べたように、議会の多数派構成が不明確な場合には、ライヒ議会議員多数の反対を押し切つてでも、自己の信任する首相を任命する権限を有していた。大統領は、ライヒ議会解散の意図を散らかせることによって、抵抗する多数派に寛容政策を採るよう強いることができたし、あるいは実際にライヒ議会を解散することによって、持ち上がった紛争にたいする審判を直接国民に委ねることができたのである。

その場合には、国民は政府と議会多数派との抗争の裁定者の役割を演ずることとなった。ライヒ議会選挙は、いけば大統領の任命した内閣を支持するか否かを決する「国民表決」となったのである。ワイマール民主制は、この点で、大統領制的かつ国民投票的特質を帯びていた。以上要するに、ワイマール時代の憲法の現実は、政府形成にさいして、大統領が憲法上の権限にもとづいて効果的に行使する影響力の程度には、強弱、大小、広狭、実に大きな幅があったことを示している。

(c) ワイマール末期に、国家の危機がいよいよ深刻となり慢性化した結果、多数派内閣の形成はもとより、それ相当の議席数を有する野党の寛容政策に頼る少数派内閣の形成という便法の採用も不可能なことが判明するにょんで、国家統治を可能にする方法は、もはや大統領内閣への移行以外にはなくなった。こうして成立した内閣は、ライヒ大統領の例外的な権力、とりわけ憲法第二五条にもとづくライヒ議会解散権および第四八条にもとづく非常権限の助けを借りて統治せざるをえなかったのであるから、国家元首は、組閣はもとより、政府の政策遂行にあた

つても、暫定的なものとはいえ、憲法条文の規定する通常の権限を凌駕する決定権を獲得することとなったのである。

(三) 議会主義と国家の「統治可能性」の確保

(1) 議会の連立形成能力と国家の統治可能性

(a) ヴイルヘルム帝制末期にその準備段階を終え、ワイマール共和国において全面的に発展した議会主義の勝利に大きく貢献したのは、つぎのような立論であった。議会主義(der Parlamentarismus)は立憲主義(der Konstitutionalismus)よりもはるかに良く「国家の統治可能性」(die "Regierbarkeit des Staats")を保障する [siehe DVfG 5.S. 134, 137. グスターフ・シュトレーゼマン、リベラル左派のコントラート・ハウスマンの所説]、なぜなら、立憲主義は単なる「官僚政府」のシステムに帰結し、「統治する」(zu regieren)のではなく「行政事務を行う」(zu verwalten) [「にすぎない」形式的な官僚主義をもたらすのにたいして (S. 11)、議会主義システムは、政治諸勢力を激しい政治競争の場に投げ込み、その中で政治的力量を実証した諸勢力の内部から、その名に値する政治家を人々に選抜させる仕組みを作るからである (S. 11)、議会主義はまことに時代の要請にかなったエリートの政治指導の形態であり、統治権力の支持基盤を強化し、その政策遂行能力を高めるものである、立憲制下の政府は安定した議会多数派の支持を欠くが故に弱体であるが、議会的政府は立法府の確固たる多数派の信任に依拠するが故に強力である、と。実際、現代国家においては、いかなる政府権力もはや広範な国民層の間に安定した支持基盤を見いだすことなくして強力ではあり得ず、また政府にたいする国民の信任は、自由国家においては、自由選ばれた国民代表多数派の内閣信任による以外の

方法では確認されようがないのである。

(b) 議会制システムのもとでは、選出された国民代表が信任—不信任投票によって政府の存立と行為能力とを左右する権力を有するに至るのであるから、議会で多数派を形成し、だからまた国家の統治可能性を保障する責任は、議会に代表を送る諸政党がこれを負うこととなる。二政党制国家では（両政党の議席配分が同数といった例外的な場合は除き）、多数派形成の問題は、たんなる計算の問題として何の困難をも呈しないが、多党制国家においては、多数派形成は、通常、連立与党の結成によって初めて可能となる。実際また、一九一八—一九二一年にドイツで始まった議会制システムが国家の統治可能性の確保というその最重要の課題を果たしうるのは、ライヒ議会で相当数の議席を持つ諸政党が、それぞれ、その時々々に与えられた多数派形成の諸条件に応じて、いつでも柔軟に、他の然るべき諸政党と連立を組み、政権を成立させる用意がある場合だけであった。ライヒ議会の一政党もしくは複数の諸政党がおよそ連立のシステム——その組合せは時に応じて多様だが——から原則的に除外されていたり、あるいは特定の諸政党が、「わが党に実質的な全権力の掌握を認めよ」といった無理な条件を持ち出すことによって連立を端的に拒否したりした場合には、議会制的政府形成のシステムは機能不全に陥った。ある具体的状況のもとで、連立政権をつくるのに不可欠な一政党ないし複数の諸政党が連立参加を拒んだり、あるいはパートナーにたいして充たすことができないか、もしくはパートナーが受け入れるにはあまりにも過大な諸条件を持ちだしたりした場合には、議会制システムはもはや有効に機能しなくなった。その場合には、議会を基盤とした国家統治の可能性を排除する、憲法の機能障害が出現する。これをワイマールの憲法状況の現実に当てはめて考えると、以下のようになる。議会の多数派形成が、選挙結果に照らして、「大連合」、つまり自由主義右派のドイツ国民党 [DNVP] からドイツ社会民の多党 [SPD] にいたる諸政党の政権連合の形でしか可能でないにもかかわらず、その左右両翼政党の一政党が他の

政党との協力を拒否するか、あるいは相手が呑めない諸条件を突きつけて協力関係を頓挫させたとき、すでにして議会は多数派形成能力を失ってしまったのであるから、国家の統治可能性を確保する道は、少数派内閣にもとづく政府形成への移行による以外にはや残されてはいなかった。だが少数派内閣なるものは、本来議会主義の根本原則に反する政府形態であった(S. 52)。ところがさらに、議会の多数派「議席の過半数」が相互に激しく対立する両極諸政党「ナチスと共産党」の手に帰したとき、この両極二政党による連立政権の形成などおよそ考えられないことだし、他方、両政党のそれぞれ著しく急進的な政治綱領からして、両政党がそれぞれ隣接する中道諸政党と連立を組むこともあり得ないことであつたから(両党にその意志もなければ能力もない)、いよいよ憲法の絶対的な機能麻痺の状況が出現した。この状況は、どれほど憲法の規範的諸条項を活用してなされるものであるにせよ、戦術的な急処置を以てしては、もはや克服するすべがなかつたのである(S. 52f)。

(2) ワイマール議会主義の危機と国家の統治可能性を確保する手段

(a) すでにして一九二〇年の六月選挙の結果、「ワイマール連合」はライヒ議会における過半数の議席を最終的に喪失した。この選挙は新憲法制定後の最初のライヒ議会選挙であり、また「ワイマール連合」はおよそワイマール共和国議会の提供しえた最強の政党連合であつた。それ以後は、政権樹立を可能にする政党連合の型は、もはやつぎの二つのものだけありえなかつた。一つは、かつてのワイマール連合の三党にドイツ国民党が加わる「大連合」である。だがこの「大連合」は、それが成立した一九二三年と一九二八—三〇年とのいずれの場合にも、連立政権からの離脱を党指導部に迫る社会民主党左派の暴発的行動がもとで崩壊した。いま一つの形態は、中央党からドイツ国家国民党「DNVP」にいたる「中道—右派連合」である。この連合も、第一次ルター内閣の時(一九二五年)

と第四次マルクス内閣の時（一九二七—二八年）と、二度成立したが、やはり二度とも失敗した。その原因は、前者の場合には、ドイツ国家国民党が内閣の外交政策に反対したためであり、後者の場合には、自由主義右派が中央党およびドイツ国家国民党のキリスト教的—国民的な文化政策（die christlich-nationale Kulturpolitik）に反対したためである。一九二八年選挙以後は、中道—右派連合はその獲得議席数からしてもはや政権を樹立する力を持たず、その結果、連立政権の型として残されたものは「大連合」しかなかった。しかしながら、一九三〇年の九月選挙以降、左右の両極政党の議席数が著しく増加し、中道諸政党の連立はもはやいかなる組合せのものでも成り立つ見込みは全くなくなった。一九二九年末にドイツ国家国民党が分裂したあと、「ヴェスタルプからブライトシャイトまで」の連合が一部でささやかれ、たしかに一九三〇年九月から三二年半ばまでの時期でなら、それは議会の過半数を制したであろうが、仮にその構想が真剣に追求されたとしても、左右両翼の反対に遭って、やはりその構想は挫折せざるをえなかっただろう。「ヴェスタルプはフーゲンベルク派と訣別したドイツ国家国民党多数派の領袖。ブライトシャイトはドイツ社会民主党左派のリーダー。フーゲンベルクはヒトラーの政権奪取に協力し、のち捨てられる。なお、いうまでもなく「左右両翼の反対」の「左」は社民左派であり、「右」はヴェスタルプ・グループの最右翼である」。議会制的—民主制的統治システム「政府形成のシステム」を追求する可能性は、一九三〇年の九月選挙をもって終りを告げたのである（S.31）。

そのあと、左右の両極政党のいづれか、もしくは双方を引き入れる形で、多数派政権を作る可能性が「純形式的には」考えられなくなかったが（「国民戦線」（*Nationale Front*）モデルに従ってか、「人民戦線」（*Volksfront*）モデルに従ってか）ともかく、百歩ゆずって、かりにそれが実現されたとしても、そうした政権の成立は、すでにして一九三〇—三二年の時期に、ワイマール憲法の廃止と共和国の崩壊とを意味したことだろう。「フーバーは、DVGの後半で、ブリュニンクと中央党が、とりわけパーペン内閣成立後、この期に及んでも、リジッドな「議会主義的」政府形成の純形式主

義的手続にこだわるあまり、国会で三分の一の議席を持つナチスを連立に引き入れようと画策したことを批判している」(553)。

(b) こうした困難に対処するため、議会多数派に基礎を置く政府形成のシステムに代わり、とくにブリューンク内閣の時期には、「特定野党の寛容政策を当てこんで辛うじて議会の多数を制する少数派内閣」が生まれたが、これは所詮は短い中間期に適用されうる応急策にすぎなかった。恒常的な統治形態としては、それは単に弱体の政府を生み出したばかりか、弱体の議会をももたらした。議会主義は政府と国民代表との関係を安定させ政府の統治能力を高めるというのが、ドイツへの議会主義導入の有力な論拠であったが、ドイツにおける議会主義の実践はその正反対の結果し、ために議会主義は、ワイマール期には、国家の慢性的な危機的状況を作り出す一因となったのである。国家の統治可能性は、一にかかつて議会諸政党の連立形成能力に依存していた。だが、後者は後者で、連立に加わる諸政党の側で、たがいに単なる「一時的な思惑」を超えた真の妥協を行なう用意があるかどうかにかかっていた。ドイツの政党システムのもとでは、諸政党が他ならぬこの連立形成能力を欠いていたがゆえに、ワイマール期の議会制的統治システムは崩壊したのである。共和国末期にそのシステムに代わって大統領政府の実験が試みられたのは、まさにそのためであった(554)。